

茂市国第 126 号  
令和 4 年 6 月 23 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様  
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市長 田中 豊彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 3 年 12 月 23 日 付け茂監第 142 号)

市民部	国保年金課
監 査 結 果	
<p>・特定健診による病気の早期発見や個々の健康づくり等により医療費の抑制が図られ、ひいては国民健康保険税の負担軽減にもつながることから、その重要性について周知を図るとともに、加入者一人ひとりに求められる具体的な取組について、積極的かつ分かりやすい情報発信に努められたい。</p>	
措 置 内 容	
<p>・生活習慣病の早期発見を目的とした特定健診について、広報もばらや市公式ウェブサイトでの周知に加え、生活習慣病の怖さと特定健診の重要性等を記載したリーフレットを対象者全員に送付した。</p> <p>また、多くの市民に受診してもらえるよう健診の日程や内容についてのチラシを自治会に加入する各戸に配布した。さらに、特定健診のポスターとチラシを公共施設や医療機関等にも設置するなど積極的な情報発信を行った。</p>	